

## 一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立することができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの 3年間

2 内 容

### ■育児をする労働者等の職業生活と家庭生活の両立支援の整備

**目標1**： 計画期間内に、男性の子育て目的等の休暇の取得を促進する。

<対策>

○平成29年8月～ 文書での通知、職員研修などによる子育て目的の休暇の取得の呼びかけを実施。

○平成29年8月～ 子育て目的の休暇の取得が可能であることを周知するため、課長等を対象とした研修の実施。

### ■働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

**目標2**： 計画期間内に、時間外労働の削減を推進する。

<対策>

○平成29年8月～ 部署毎に残業の実態を把握。

○平成29年8月～ 特定の従業員の業務の偏りがないう課長等から指導。